

# 令和6年度 担い手集積支援金交付事業(農地集積による地域の農地維持支援)

中山間地域において地域の農地を次世代につなぐ「地域の農地維持」を進めるため、国が行う農地の出し手への支援に加え、中山間地域で農地の集積・集約化を行う受け手への支援を実施

## ○農地をまとめて借り入れる認定農業者へ支援

1. 交付対象
  - ・ 地域振興5法指定地域
  - ・ 認定農業者(集落営農法人を除く)、広域連携組織
2. 交付要件
  - ・ 農地中間管理機構を通じて、6年以上の利用権設定
  - ・ 機構を通じて担い手へ集積・集約化する総面積が概ね1ha以上
3. 交付額
  - ・ 交付対象面積は機構を通じて新たに集積した面積
  - ・ 1経営体あたり 20千円/10a以内



地域での合意形成  
受け手への支援

## ○担い手不在集落の農地を借り受ける者へ支援

1. 交付対象
  - ・ 地域振興5法指定地域
  - ・ 認定農業者、集落営農法人等
2. 交付要件
  - ・ 農地中間管理機構を通じて、6年以上の利用権設定
  - ・ 当該地域までの移動距離が、概ね5km以上
  - ・ 機構を通じて担い手へ集積する総面積が概ね1ha以上
3. 交付額
  - ・ 交付対象面積は機構を通じて新たに集積した面積
  - ・ 1経営体あたり 15千円/10a以内



遠距離耕作する場合の  
掛かり増し経費を支援